

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月24日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	乙部町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://http://www.town.otobe.lg.jp/section/soumu/e0taal000005ir6.html

執行機関名 乙部町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	経済的理由により就学困難な児童又は生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		乙部町個人番号の利用等に関する条例 別表第一 第3の項 経済的理由により就学困難な児童又は生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年三月三十一日法律第十八号)第1条	乙部町就学援助に係る事務取扱要領(平成18年4月1日)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等に寄与</u> することを目的とする。	第1条 この要領は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認める学齢児童及び学齢生徒の保護者に対して、必要な援助を行うに当たり、その対象者となる要保護及び準要保護児童生徒の認定基準及び事務手続きを定め、もって <u>就学援助の適正な執行</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		乙部町就学援助に係る事務取扱要領(平成18年4月1日)